

第74回

定時株主総会招集ご通知

日時



平成30年6月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前8時45分）

場所



東京都大田区羽田空港三丁目3番2号
第1旅客ターミナルビル 6階
「ギャラクシーホール」

議案



第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役15名選任の件
第3号議案 監査役の報酬額改定の件

目次	第74回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	（添付書類）	
	事業報告	14
	連結計算書類	38
	計算書類	40
	監査報告	42



日本空港ビルディング株式会社

Japan Airport Terminal Co., Ltd.

証券コード：9706

株主各位

証券コード 9706
平成30年6月5日

東京都大田区羽田空港三丁目3番2号

日本空港ビルデング株式会社

代表取締役会長 鷹城 勲
兼 C E O

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第74回定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会へのご出席により
議決権を行使していただく場合



株主総会当日は同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。また、当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	平成30年 6 月27日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前 8 時45分）
2 場 所	東京都大田区羽田空港三丁目 3 番 2 号 第1旅客ターミナルビル 6 階「ギャラクシーホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第74期（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役15名選任の件 第3号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上



- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げるものについては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」
- 本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。

当社ウェブサイト <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/>

◎株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化に意を用いつつ、継続的かつ安定的な配当をすることを基本方針としておりますが、当期の期末配当金につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 24円 総額 1,949,490,360円 なお、中間配当として金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は 1 株につき金44円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年 6 月28日

第2号議案

取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		
1	鷹城	勲	再任
2	横田	信秋	再任
3	鈴木	久泰	再任
4	赤堀	正俊	再任
5	宮内	豊久	再任
6	米本	靖英	再任
7	加藤	勝也	再任
8	川下	晴久	再任

候補者 番号	氏 名				
9	石関	佳志	再任		
10	田中	一仁	再任		
11	高木	茂	再任	社外	独立
12	原田	一之	再任	社外	独立
13	植木	義晴	新任	社外	
14	長峯	豊之	新任	社外	
15	大西	洋	新任		

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

た か し ろ

鷹 城

い さ お

勲

(昭和18年7月13日生)

所有する当社の株式の数…………… 37,120株

再 任

【略歴、地位及び担当】

昭和43年4月 当社入社
平成13年6月 当社専務取締役
平成15年4月 当社代表取締役副社長
平成17年4月 当社代表取締役社長
平成21年4月 当社代表取締役社長執行役員
平成28年6月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）

〔担当〕取締役会議長

取締役候補者とした理由

鷹城 勲氏につきましては、取締役に就任以来、様々な部門を担当し監督しております。それらの職務を通じ経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

よ こ た の ぶ あ き

横 田

信 秋

(昭和26年9月6日生)

所有する当社の株式の数…………… 30,110株

再 任

【略歴、地位及び担当】

昭和49年4月 当社入社
平成21年4月 当社常務取締役執行役員
平成23年6月 当社専務取締役執行役員
平成26年6月 当社取締役副社長執行役員
平成27年6月 当社代表取締役副社長執行役員
平成28年6月 当社代表取締役社長執行役員兼COO（現任）

〔担当〕経営会議議長、経営戦略委員会委員長、グループ経営会議議長、コンプライアンス推進委員会委員長、日本空港ビルグループCS推進会議議長

【重要な兼職の状況】

一般社団法人全国空港ビル協会会長

取締役候補者とした理由

横田信秋氏につきましては、取締役に就任以来、施設部門を始め様々な部門を担当し監督しております。それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

す ず き ひ さ や す
鈴木 久泰

(昭和28年3月31日生)

所有する当社の株式の数…………… 13,000株

再任

【略歴、地位及び担当】

昭和50年 4 月 運輸省（現国土交通省）入省
平成18年 7 月 国土交通省航空局長
平成21年 7 月 海上保安庁長官
平成25年 1 月 当社常勤顧問
平成26年 1 月 当社専務執行役員
平成26年 6 月 当社取締役副社長執行役員
平成27年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員（現任）

〔担当〕社長補佐

取締役候補者とした理由

鈴木久泰氏につきましては、官庁で様々な官職を歴任し、それら職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

あ か ほ り ま さ と し
赤堀 正俊

(昭和27年11月29日生)

所有する当社の株式の数…………… 9,100株

再任

【略歴、地位及び担当】

昭和49年 4 月 株式会社久菱成文堂入社
平成 6 年 2 月 株式会社久菱成文堂代表取締役社長
平成19年 2 月 当社顧問
平成26年 6 月 当社専務取締役執行役員
平成28年 6 月 当社取締役副社長執行役員（現任）

〔担当〕社長補佐、事業全般担当

取締役候補者とした理由

赤堀正俊氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

みやうちとよひさ
宮内 豊久

(昭和24年11月16日生)

所有する当社の株式の数…………… 1,000株

再任

【略歴、地位及び担当】

昭和47年 4 月 三菱地所株式会社入社
平成19年 4 月 三菱地所株式会社専務執行役員
平成21年 4 月 三菱地所株式会社専務執行役員
(兼) 株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ代表取締役社長
平成22年 4 月 三菱地所株式会社顧問
(兼) 株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ代表取締役社長
平成26年 6 月 三菱地所株式会社顧問 (兼) 株式会社横浜スカイビル代表取締役社長
平成28年 7 月 当社特別顧問
平成29年 6 月 当社取締役副社長執行役員 (現任)
〔担当〕 社長補佐、事業全般担当

取締役候補者とした理由

宮内豊久氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

よねもとやすひで
米本 靖英

(昭和31年 2 月 7 日生)

所有する当社の株式の数…………… 12,700株

再任

【略歴、地位及び担当】

昭和53年 4 月 当社入社
平成18年 6 月 東京国際空港ターミナル株式会社出向
平成23年 6 月 当社取締役執行役員
平成25年 6 月 当社常務取締役執行役員
平成27年 6 月 当社専務取締役執行役員 (現任)
〔担当〕 事業開発推進本部長、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

米本靖英氏につきましては、これまで営業、経営企画及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

加藤 勝也 (昭和33年9月11日生)

所有する当社の株式の数…………… 1,400株

再任

【略歴、地位及び担当】

昭和56年 4 月 全日本空輸株式会社入社
 平成24年 4 月 全日本空輸株式会社執行役員オペレーション統括本部副本部長（兼）東京空港支店長
 平成26年 4 月 全日本空輸株式会社上席執行役員東京空港支店長
 （兼）ANAエアポートサービス株式会社代表取締役社長
 平成27年 4 月 ANAエアポートサービス株式会社常勤顧問
 平成27年 6 月 当社常務取締役執行役員（現任）
 【担当】旅客ターミナル運営本部副本部長（旅客サービス・広告イベント担当）（兼）施設計画室
 ／東京オリンピック・パラリンピック推進室担当、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

加藤勝也氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

川下 晴久 (昭和31年7月8日生)

所有する当社の株式の数…………… 300株

再任

【略歴、地位及び担当】

昭和55年 4 月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行
 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行東海支店長
 平成23年 6 月 株式会社日本政策投資銀行執行役員国際統括部長
 平成25年 6 月 DBJ Europe Limited取締役会長
 平成29年 6 月 当社常務取締役執行役員（現任）
 【担当】広報室担当（兼）ブランドデザイン室長、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

川下晴久氏につきましては、過去に他社の取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

い し ぜ き
石 関

き よ し
佳 志

(昭和33年 5 月26日生)

所有する当社の株式の数…………… 300株

再 任

【略歴、地位及び担当】

平成 2 年 4 月 日本航空株式会社入社
平成22年12月 株式会社日本航空インターナショナル経営管理部長
平成24年 3 月 日本航空株式会社執行役員 I T 企画本部長
平成26年 4 月 日本航空株式会社常務執行役員 I T 企画本部長
平成29年 6 月 当社常務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 旅客ターミナル運営本部副本部長（施設・防災安全担当）（兼）IT推進室担当、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

石関佳志氏につきましては、過去に他社の I T 企画及び経営管理等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

10

た な か
田 中

か ず ひ と
一 仁

(昭和40年 3 月8日生)

所有する当社の株式の数…………… 8,100株

再 任

【略歴、地位及び担当】

昭和62年 4 月 当社入社
平成23年 6 月 当社執行役員経営企画本部経営企画室長
平成25年 6 月 当社常務執行役員経営企画本部経営企画室長
平成26年 7 月 当社常務執行役員経営企画本部副本部長（兼）管理本部副本部長
平成27年 6 月 当社常務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 企画管理本部長、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

田中一仁氏につきましては、これまで経理及び経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

11

た か ぎ

高木

し げ る

茂

(昭和14年4月1日生)

所有する当社の株式の数……………

再任

社外

独立

【略歴、地位及び担当】

平成13年4月 三菱地所株式会社代表取締役社長
平成17年6月 三菱地所株式会社取締役相談役
平成22年6月 三菱地所株式会社相談役
平成27年6月 当社社外取締役（現任）
平成29年6月 三菱地所株式会社特別顧問（現任）

【重要な兼職の状況】

三菱地所株式会社特別顧問
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社社外取締役（監査等委員）
一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長

社外取締役候補者とした理由

高木 茂氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等適切な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

12

は ら だ か ず ゆ き

原田

一之

(昭和29年1月22日生)

所有する当社の株式の数……………

再任

社外

独立

【略歴、地位及び担当】

平成22年6月 京浜急行電鉄株式会社常務取締役
平成23年6月 京浜急行電鉄株式会社専務取締役
平成25年6月 京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

原田一之氏につきましては、他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等適切な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

13

う え き よ し は る
植 木 義 晴

(昭和27年9月16日生)

所有する当社の株式の数……………

新 任

社 外

【略歴、地位及び担当】

平成22年12月 株式会社日本航空インターナショナル専務執行役員
平成23年4月 日本航空株式会社専務執行役員
平成24年2月 日本航空株式会社代表取締役社長
平成30年4月 日本航空株式会社代表取締役会長（現任）

【重要な兼職の状況】

日本航空株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

植木義晴氏につきましては、他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等適切な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

14

な が みね と よ ゆ き
長 峯 豊 之

(昭和30年9月10日生)

所有する当社の株式の数……………

新 任

社 外

【略歴、地位及び担当】

平成26年4月 A N Aホールディングス株式会社上席執行役員
平成27年6月 A N Aホールディングス株式会社取締役執行役員
平成28年4月 A N Aホールディングス株式会社取締役常務執行役員
平成29年4月 A N Aホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

A N Aホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員

社外取締役候補者とした理由

長峯豊之氏につきましては、他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等適切な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

15

お お に し
大 西

ひろし
洋

(昭和30年6月13日生)

所有する当社の株式の数…………… 300株

新任

【略歴、地位及び担当】

昭和54年 4 月	株式会社伊勢丹入社
平成21年 6 月	株式会社伊勢丹代表取締役社長執行役員
平成22年 6 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役
平成23年 4 月	株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
平成24年 2 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員
平成29年 4 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役
平成29年 7 月	当社特別顧問（現任）

取締役候補者とした理由

大西 洋氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等適切な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 当社は、候補者横田信秋氏が会長を務める一般社団法人全国空港ビル協会に対し会費を支払っており、また、同会との間に羽田空港旅客ターミナルビルに係る賃貸借契約を締結しております。
- (2) 当社は、候補者原田一之氏が代表取締役社長を務める京浜急行電鉄株式会社との間に施設管理委託契約等を締結しております。
- (3) 当社は、候補者植木義晴氏が代表取締役会長を務める日本航空株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
- (4) 当社は、候補者長峯豊之氏が代表取締役副社長執行役員を務めるANAホールディングス株式会社のグループ会社であります全日本空輸株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
- (5) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高木 茂、原田一之、植木義晴及び長峯豊之の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
 - ① 高木 茂氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
 - ② 原田一之氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は、高木 茂氏及び原田一之氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、高木 茂氏及び原田一之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。当該候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、植木義晴氏及び長峯豊之氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案

監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会において、年額60百万円以内とご決議いただき、今日に至っておりますが、経済情勢及び経営環境の変化やガバナンス体制の強化に伴う監査役の職務の重要性が高まっていることに鑑み、監査役の報酬額を年額80百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であります。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに回復しております。先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある状況となっております。

航空業界におきましては、航空自由化（オープンスカイ）やLCC（ロー・コスト・キャリア）の路線拡大等による競争の激化、上下一体化による効率運営を目指した空港経営改革や首都圏空港の機能強化の具体化に向けた動きが進む中、政府は「観光先進国」という新たな挑戦に向けて訪日外国人旅客数について2020年の目標値を4,000万人としており、2017年の訪日外国人旅客数は2,800万人を超えるなど、事業環境は大きく変化しつつあり、一層競争力強化に向けた取組みが求められております。

当連結会計年度の航空旅客数につきましては、羽田空港国内線、羽田空港・成田空港・関西空港の国際線の航空旅客数はいずれも前年を上回っております。

このような状況の中、当社グループは、全てのステークホルダーに満足していただける空港を目指すとともに、事業及び収益機会を創造し、持続的成長を果たすべく、長期ビジョンとして「To Be a World Best Airport」を掲げました。その長期ビジョンに基づき、中期経営計画（2016年度から2020年度）を策定し、羽田空港の“あるべき姿”の追求、強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化、収益基盤再構築・競争優位の確立を戦略の3本柱とし、その実践基盤として組織・人財・ガバナンスの再編・強化に取り組んでおります。

羽田空港の強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化につきましては、ビジネスパーソンをターゲットとしたビジネスモールプロジェクト「THE HANEDA HOUSE」を進めており、「羽田で過ごす」通過する場所から滞在する場所へ、をコンセプトに、昨年5月に国内線第1旅客ターミナルにレンタルオフィス、会議室、ビジネスラウンジを置く「リージャスエクスプレス」をオープンし、本年12月のグランドオープンを目指して準備を進めております。また、既存ラウンジをリニューアルし、名称を「POWER LOUNGE」に改め、贈答品など事前に予約できるサービス等を開始しました。また、視認性と操作性の向上を目的に、ショッピングWEBサイト「HANEDA Shopping」及び免税品事前注文WEBサイト「JAPAN DUTY FREE」をリニューアルしたことに加え、昨年11月には中国の越境ECサイト「Kaola.com」にEC店舗、昨年12月には中部空港にブランドブティック3店舗、本年4月には家電製品を中心に訪日外国人旅客に人気のアイテムを取り揃えた「Air BIC CAMERA」、羽田国際線到着エリア内に到着時免税店を出店いたしました。空港型市中免税店「Japan Duty Free GINZA」につきましては、本年2月に新規ブランドの取り扱いを始めるなど各種集客対策に努めた結果、売上が順調に推移いたしました。今

後も引き続き中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費の機会や、出国する日本人による消費機会を確実に捉え、収益の確保に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は2,259億5千3百万円（前期比 10.2%増）、営業利益は134億2千9百万円（前期比 41.4%増）、経常利益は166億9千6百万円（前期比 30.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は117億7千6百万円（前期比 71.0%増）となりました。

なお、羽田空港旅客ターミナルビルは、昨年9月に英国SKYTRAX社より、世界最高水準との評価を受け、「5スターエアポート」を4年連続で獲得し、さらには本年3月に実施された2018年国際空港評価の空港総合評価である「The World's Best Airports」においても世界第3位を受賞いたしました。また、部門賞である「The World's Cleanest Airports」については3年連続（5回目）の世界第1位、「The World's Best Domestic Airports」では6年連続で世界第1位となりました。今後もこれに満足することなく、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今まで以上に羽田空港全体で連携しながら、空港を利用されるお客様を第一に考え、安全性はもちろん、利便性、快適性及び機能性に優れたサービスを提供し、お客様から信頼され続ける世界ナンバーワン品質の旅客ターミナルビルを目指し、航空輸送の発展に貢献してまいりたいと考えております。

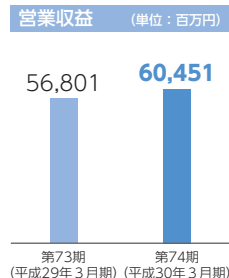
羽田空港におきましては、現在、さらなる首都圏空港の機能強化に向け、国において、地元のご理解をいただけるよう、住民説明会などを通じた丁寧な情報提供を行っているところです。

このような状況の下、地元のご理解をいただきつつ、施設整備に着手しており、この一環として、東京国際空港ターミナル株式会社（以下「TIAT」という。）としては、国際線旅客ターミナルビルの拡充計画を進めており、同施設の拡充に要する資金調達計画の一つとして、新株発行により株主から資金を調達する計画を策定いたしました。

これを受け、当社はTIATの代表企業としての責務を果たし、本事業のさらなる確実な実施に向けて協力していくため、TIATが発行する株式を本年4月27日に追加取得いたしました。これにより、当社の株式持分が51%となったことから、TIATは持分法適用会社から連結子会社となりました。今後、国内線旅客ターミナルビル事業者である当社は、国際線旅客ターミナルビル事業者であるTIATと連携して、羽田空港の最大の特色である国内線・国際線ハブ機能を十分に発揮して利用者利便のさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

施設管理運営業



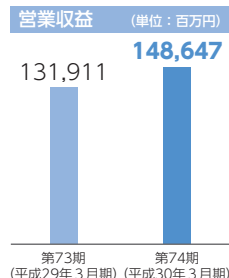
家賃収入につきましては、羽田空港国内線旅客ターミナルビルにおける航空会社事務室の貸増等により、前期を上回りました。

施設利用料収入につきましては、国内線航空旅客数の増加により、前期を上回りました。

その他の収入につきましては、羽田空港国際線旅客ターミナルビルにおける業務受託料収入や、請負工事収入の増加等により、前期を上回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は604億5千1百万円（前期比 6.4%増）、営業利益は、修繕費や業務委託費の増加、国有財産一時使用料の増加等により、67億1千4百万円（前期比 3.8%増）となりました。

物品販売業



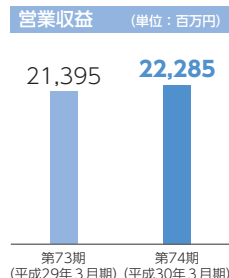
国内線売店売上につきましては、国内線航空旅客数の増加及び商品の販売促進に努めたこと等により、前期を上回りました。

国際線売店売上につきましては、関西空港において一部店舗の契約形態を変更したこと等による減収があったものの、成田空港の直営店と空港型市中免税店の増収があったことや、昨年12月に中部空港に免税店を出店したことにより、前期を上回りました。

その他の売上（卸売）につきましては、国際線の旅客数が増加し、特に羽田空港国際線旅客ターミナルビル店舗向けの卸売が好調に推移したことにより、前期を上回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は1,486億4千7百万円（前期比 12.7%増）、営業利益は空港型市中免税店での売上総利益の増加や営業費用の減少があったこと等により、113億2千2百万円（前期比 56.1%増）となりました。

飲食業



飲食店舗売上につきましては、国内線航空旅客数の増加及び新規メニュー開発に努めたこと等により、前期を上回りました。

機内食売上につきましては、顧客である外国航空会社の搭乗率の増加や新規取引等により、前期を上回りました。

その他の売上につきましては、羽田空港国際線旅客ターミナルビルにおける業務受託料収入の増加により、前期を上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は222億8千5百万円（前期比 4.2%増）、営業利益は各種コスト削減効果もあり、8億9千6百万円（前期比 18.3%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は278億8千5百万円で、その主なものは、羽田空港第2旅客ターミナルビル増築工事、大田区独身寮建設工事、羽田空港国際線固定橋屋外広告パネル設置工事であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、羽田空港国内線第2旅客ターミナルビルの国際化に伴う増築を目的に、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行等から、総額200億円の長期借入を実施いたしました。

(注)株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。以下、本事業報告において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の商号変更に関する注記は省略いたします。

4. 対処すべき課題

当社グループは、全てのステークホルダーに満足していただける空港を目指すとともに、事業及び収益機会を創造し、持続的成長を果たすべく、長期ビジョンとして「To Be a World Best Airport」を掲げました。その長期ビジョンに基づき、中期経営計画（2016年度から2020年度）を策定し、羽田空港の“あるべき姿”の追求、強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化、収益基盤再構築・競争優位の確立を戦略の3本柱とし、その実践基盤として組織・ガバナンスの再編・強化に取り組んでおります。

航空業界におきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックとその先を見据えた首都圏空港の機能強化に向けた取組みや、「観光先進国」の実現に向けて訪日外国人旅行者の目標2020年4,000万人、2030年6,000万人に向けた地方空港等のゲートウェイ機能強化が進められています。また、テロ対策の強化や安全な運航の確保に向けたセキュリティ・セイフティの万全な確保の取組みも進められています。このように事業環境は大きく変化しつつあり、一層競争力強化に向けた取組みが求められています。

当社グループはこのような変化に対応するため、羽田空港の基盤強化はもとより、これまでに培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を始め、より一層競争力強化に向けた取組みが必要であると考えております。

具体的には、2020年東京オリンピック・パラリンピック及び羽田空港におけるさらなる首都圏空港の機能強化に向けて、国土交通省の「平成30年度航空局関係予算の決定概要」に基づき、国内線第2旅客ターミナルビルの一部国際化等の計画を着実に推進してまいります。

羽田空港における首都圏空港の機能強化につきましては、国において、地元のご理解をいただけるよう、住民説明会などを通じた丁寧な情報提供を行っているところです。このような状況の下、地元のご理解をいただきつつ、施設整備に着手しており、当社においては、連結子会社であるTIATと連携して、羽田空港の最大の特徴である国

内線・国際線ハブ機能を十分に発揮して利用者利便のさらなる向上を図るとともに、国内線・国際線旅客ターミナルビルの一体的運用による、より一層の効率的な旅客ターミナルビル運営に取り組んでまいりたいと考えております。

強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化につきましては、海外での空港運営事業としては初めてとなるパラオ国際空港の運営事業に、双日株式会社とともに参画しており、当社の空港運営における品質管理等のノウハウを、パラオ国際空港の利便性の向上や収益力の強化に生かしていく予定であります。

また、今後は羽田空港で培った当社の経験とノウハウをより広範囲に活用するとともに、外部の知見も活かして、さらなる事業領域を拡大するために専門の子会社を設立し、新たなビジネス機会の創出を通じ、収益機会の拡大を推進してまいります。

また、地方創生事業の推進や最先端技術の導入を図りながら、SKYTRAX社の空港評価における連続受賞など羽田空港の包括的なブランディングに努めてまいります。そして、他業種との連携や羽田空港外への展開により事業領域の拡大を進めるとともに、羽田空港旅客ターミナルビルの顧客満足度の向上と収益拡大に向けた施設の改修やオペレーション改善による効率化など、確固たる羽田空港の基盤強化に努めてまいります。

営業面における課題としては、市中免税店事業の対策に取り組んでまいりましたが、各種営業施策の効果が表れております。今後は、免税事業全般について、中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費機会を確実に捉え、主要な事業領域の一つとしてより一層強化するべく努めてまいります。

さらに、航空業界における脅威として、航空機自体又は旅客ターミナルビル施設等を標的とした犯罪行為が起こる可能性がある中、当社は日本の空の玄関口である羽田空港の旅客ターミナルビルを管理運営する空港機能施設事業者として、安全性確保により一層取り組んでまいります。

このように当社を取り巻く事業環境の変化及び課題を的確に捉えつつ、新たな価値を創造する環境の整備や株主・投資家に対する対話機会の拡大と各施策の確実性を高めるために組織・ガバナンスの再編・強化を図りながら、中期経営計画を推進してまいります。

当社は、空港法に基づく、羽田空港における国内線旅客ターミナルビルを建設・管理運営する空港機能施設事業者としての責務を果たすべく、国際線旅客ターミナルビルを建設・管理運営する連結子会社であるTIATと連携して、今後とも日本経済や航空業界の動向等を見極め、公共性と企業性の調和という基本理念と中期経営計画に基づき、グループ一丸となって旅客ターミナルビルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、顧客第一主義と絶対安全の確立に努め、絶え間ない羽田空港の価値創造と航空輸送の発展に貢献することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第71期 平成26年度	第72期 平成27年度	第73期 平成28年度	第74期 平成29年度
営業収益	(百万円)	173,505	204,134	204,953	225,953
経常利益	(百万円)	11,849	13,654	12,843	16,696
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,648	8,870	6,886	11,776
1株当たり当期純利益	(円)	81.84	109.20	84.78	144.98
総資産	(百万円)	218,229	222,542	213,026	239,499
純資産	(百万円)	112,530	118,394	125,438	136,156
1株当たり純資産	(円)	1,349.32	1,427.66	1,511.92	1,641.82

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第71期 平成26年度	第72期 平成27年度	第73期 平成28年度	第74期 平成29年度
営業収益	(百万円)	141,024	165,564	160,541	176,160
経常利益	(百万円)	7,691	9,538	7,832	8,769
当期純利益	(百万円)	4,315	4,703	3,156	6,233
1株当たり当期純利益	(円)	53.13	57.90	38.86	76.74
総資産	(百万円)	204,509	201,488	190,788	211,950
純資産	(百万円)	96,550	99,553	100,498	104,497
1株当たり純資産	(円)	1,188.62	1,225.59	1,237.22	1,286.46

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
東京エアポートレストラン株式会社	990	60.48	飲食店舗運営
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	490	45.00	空港型市中免税店舗運営
コスモ企業株式会社	180	79.91	機内食製造販売
国際協商株式会社	150	100.00	食品及び雑貨の卸売
株式会社日本空港ロジテム	150	100.00	商品の運送業及び配送業
株式会社ビッグウイング	150	100.00	広告の企画、管理及びイベントの企画、運営
日本空港テクノ株式会社	150	100.00	空港ターミナル施設等の保守管理、環境管理（清掃・植栽）及び請負工事
Air BIC株式会社	100	51.00	家電販売店舗運営
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	50	100.00	物販店舗運営
羽田エアポートセキュリティ株式会社	50	100.00	空港ターミナル施設等の警備及び駐車場管理
羽田旅客サービス株式会社	50	100.00	空港利用者への情報提供及びバス等の乗車券販売
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社	50	100.00	航空運送事業に係る旅客ハンドリング及びランプハンドリング
羽双（成都）商貿有限公司	300	100.00	物品販売（成都双流国際空港内）
LANI KE AKUA PACIFIC,INC.	100千米ドル	100.00	飲食店舗運営

(注) 平成29年10月にLANI KE AKUA PACIFIC,INC.を設立いたしました。

7. 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

(1) 施設管理運営業

- ① 羽田空港における旅客ターミナルビルの建設、管理運営
- ② 羽田空港における航空運送事業者及び空港構内営業者に対する事務室、店舗、作業場等の賃貸並びに駐車場業
- ③ 羽田空港における旅客ターミナルビルの保守・営繕及び清掃・警備
- ④ 羽田空港及び成田空港の利用者に対するサービス等の提供

(2) 物品販売業

- ① 羽田空港、成田空港、関西空港、中部空港等における航空旅客等に対する商品販売
- ② 全国各空港のターミナルビル会社等に対する商品卸売
- ③ 上記に付随する商品の運送、倉庫管理、通関業等

(3) 飲食業

- ① 羽田空港、成田空港等における飲食店業及び軽食の製造販売
- ② 羽田空港及び成田空港における国際線航空会社に対する機内食の製造販売及び冷凍食品の製造販売

8. 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

会社名	事業所および所在地
当 社	本社（東京都大田区羽田空港三丁目3番2号（羽田空港内）） 東京事務所（東京都千代田区）、成田営業所（千葉県成田市）、大阪営業所（大阪府泉南郡）、中部営業所（愛知県常滑市）
東京エアポートレストラン株式会社	本社（東京都大田区）、羽田営業所（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	本社（東京都中央区）
コスモ企業株式会社	本社（千葉県成田市）、工場（千葉県成田市）、羽田事業所（東京都大田区）
国際協商株式会社	本社（東京都大田区）、羽田営業所・羽田商品センター（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）、成田商品センター（千葉県山武郡）、大阪営業所（大阪府泉佐野市）、福岡営業所（福岡県福岡市）、中部営業所（愛知県常滑市）
株式会社日本空港ロジテム	本社（東京都大田区）、羽田営業所（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）
株式会社ビッグウイング	本社（東京都大田区）
日本空港テクノ株式会社	本社（東京都大田区）、大手町事業所（東京都千代田区）、箱崎事業所（東京都中央区）、印西グリーンセンター（千葉県印西市）
A i r B I C 株式会社	本社（東京都大田区）
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	本社（東京都大田区）、羽田国内線営業所（東京都大田区）、羽田国際線営業所（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）、大阪営業所（大阪府泉南郡）
羽田エアポートセキュリティ株式会社	本社（東京都大田区）
羽田旅客サービス株式会社	本社（東京都大田区）
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社	本社（東京都大田区）
羽双（成都）商貿有限公司	本社（中国四川省）
LANI KE AKUA PACIFIC,INC.	本社（米国ハワイ州）

9. 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,334名	56名増	42歳0カ月	11年4カ月
女性	1,451名	55名増	31歳4カ月	6年2カ月
合計 または平均	2,785名	111名増	36歳5カ月	8年8カ月

10. 主要な借入先及び借入額 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	14,000
株式会社日本政策投資銀行	11,350
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,800

2 当社の現況

1. 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 288,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 84,476,500株
(うち自己株式 3,247,735株)
- (3) 株 主 数 11,893名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本航空株式会社	4,398	5.41
A N Aホールディングス株式会社	4,398	5.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	3,484	4.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,408	4.19
株式会社みずほ銀行	3,300	4.06
三菱地所株式会社	3,111	3.83
大成建設株式会社	2,831	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,727	3.35
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本通運口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,337	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,912	2.35

(注) 持株比率は自己株式 (3,247,735株) を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

平成27年2月18日開催の取締役会決議に基づき発行した、2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)
新株予約権の数（個）	1,500	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	各社債権者の行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる数（1株未満の端数は切り捨て）とする。 転換価額は、8,047.1円とする。ただし、転換価額は新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。	各社債権者の行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる数（1株未満の端数は切り捨て）とする。 転換価額は、7,937.0円とする。ただし、転換価額は新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。	同左
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	各新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額（1,000万円）と同額とする。	同左
新株予約権の行使期間	一定の場合を除き、2015年3月20日から2020年2月21日まで（行使請求受付場所現地時間）	一定の場合を除き、2015年3月20日から2022年2月18日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	同左

	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)
新株予約権の行使条件	各新株予約権の一部行使はできない。 2019年12月6日（同日を含まない。）までは、一定の事由が発生した場合を除き、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2019年10月1日に開始する四半期に関しては、2019年12月5日）までの期間において、新株予約権を行使することができる。	各新株予約権の一部行使はできない。 2021年12月4日（同日を含まない。）までは、一定の事由が発生した場合を除き、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2021年10月1日に開始する四半期に関しては、2021年12月3日）までの期間において、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の取得条件	当社は、2019年10月25日以降、新株予約権付社債の要項に従い、新株予約権付社債権者に対して、新株予約権付社債の要項に規定される取得日現在残存する新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知することができる。 当社は、取得日に当該新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに新株予約権付社債権者に対して新株予約権付社債の要項に規定される交付財産を交付する。	当社は、2021年10月25日以降、新株予約権付社債の要項に従い、新株予約権付社債権者に対して、新株予約権付社債の要項に規定される取得日現在残存する新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知することができる。 当社は、取得日に当該新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに新株予約権付社債権者に対して新株予約権付社債の要項に規定される交付財産を交付する。
新株予約権付社債の残高 (百万円)	15,000	15,000

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 C E O	鷹 城 勲	取締役会議長	
代表取締役社長 執行役員兼 C O O	横 田 信 秋	経営会議議長、 経営戦略委員会委員長、 グループ経営会議議長、 コンプライアンス推進委員会委員長、 日本空港ビルグループ C S 推進会議議長	一般社団法人全国空港ビル協会会長
代表取締役副社長 執 行 役 員	鈴 木 久 泰	社長補佐	
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	赤 堀 正 俊	社長補佐、 事業全般担当	
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	宮 内 豊 久	社長補佐、 事業全般担当	
専 務 取 締 役 員 執 行 役 員	米 本 靖 英	事業開発推進本部長、 社長特命事項担当	
専 務 取 締 役 員 執 行 役 員	知 久 守 一	旅客ターミナル運営本部長（兼）施設計画 室／東京オリンピック・パラリンピック推 進室担当、社長特命事項担当	
常 務 取 締 役 員 執 行 役 員	加 藤 勝 也	旅客ターミナル運営本部副本部長（旅客 サービス・広告イベント担当）（兼）施設 計画室／東京オリンピック・パラリンピッ ク推進室担当、社長特命事項担当	
常 務 取 締 役 員 執 行 役 員	川 下 晴 久	広報室担当（兼）ブランドデザイン室長、 社長特命事項担当	
常 務 取 締 役 員 執 行 役 員	石 関 佳 志	旅客ターミナル運営本部副本部長（施設・ 防災安全担当）（兼）IT推進室担当、 社長特命事項担当	
常 務 取 締 役 員 執 行 役 員	田 中 一 仁	企画管理本部長、社長特命事項担当	
取締役	大 西 賢		日本航空株式会社取締役会長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役	高 木 茂		三菱地所株式会社特別顧問 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社社外取締役 (監査等委員) 一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長
取締役	原 田 一 之		京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長
取締役	竹 村 滋 幸		ANAホールディングス株式会社特任顧問 空港施設株式会社社外取締役
常勤監査役	小 野 哲 治		
常勤監査役	古 賀 洋 一		
監査役	竹 島 一 彦		株式会社ニトリホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
監査役	岩 井 幸 司		東京海上日動火災保険株式会社常勤監査役
監査役	柿 崎 環		明治大学法学部教授 エーザイ株式会社社外取締役 三菱食品株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち大西 賢、高木 茂、原田一之及び竹村滋幸の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち竹島一彦、岩井幸司及び柿崎 環の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役高木 茂、取締役原田一之、監査役竹島一彦及び監査役岩井幸司の4氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役小野哲治氏は、経理部門を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役古賀洋一氏は、財務部門を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役竹島一彦氏は、長く大蔵省（現 財務省）に勤務し、国税庁長官等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役柿崎 環氏は、内部統制及びコーポレートガバナンスの専門家として、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役大西 賢氏が兼職しております日本航空株式会社は、当社の大株主であり、当社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
9. 取締役高木 茂氏が兼職しております三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
10. 取締役原田一之氏が兼職しております京浜急行電鉄株式会社は、当社の大株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。
11. 取締役竹村滋幸氏が兼職しております空港施設株式会社は、当社との間に空港内における給排水サービス等の取引関係があります。
12. 監査役竹島一彦氏が兼職しております株式会社ニトリホールディングスと当社との間には特別な関係はありません。
13. 監査役柿崎 環氏が兼職しておりますエーザイ株式会社及び三菱食品株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
14. 平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役執行役員越智久男、常務取締役執行役員篠原敏夫、取締役伊藤博行及び取締役土井勝二の4氏は、任期満了により退任いたしました。

15. 平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、監査役赤井文彌氏は辞任により退任いたしました。
16. 平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会におきまして、宮内豊久、川下晴久、石関佳志及び竹村滋幸の4氏が取締役役に、柿崎 環氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。なお、同日、取締役会の決議により、宮内豊久氏が取締役副社長執行役員に、川下晴久氏及び石関佳志氏が常務取締役執行役員に選定され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役 19名 393,301千円（うち社外 5名 37,200千円）

監 査 役 6名 59,400千円（うち社外 4名 23,400千円）

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額450百万円（うち社外取締役48百万円）であります。（平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円であります。（平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会決議）

(4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	大 西 賢	取締役会12回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	高 木 茂	取締役会12回のうち12回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	原 田 一 之	取締役会12回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	竹 村 滋 幸	取締役会10回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	竹 島 一 彦	取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査役会8回のうち8回に出席し、官庁等での豊富な経験と幅広い見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩 井 幸 司	取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査役会8回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	柿 崎 環	取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査役会6回のうち6回に出席し、内部統制などに関する高い見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 取締役竹村滋幸氏は、平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なっております。
2. 監査役柿崎 環氏は、平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

62百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の会社支配に関する基本方針及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各概要は以下のとおりです。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、国際線旅客ターミナルビルを建設、管理運営する東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社から国際線旅客ターミナルビルの主要な運営業務の一括受託などを行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

また、中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費を取り込む施策を実施し、これらを支える、新たな価値を創造する環境の整備や株主・投資家に対する対話機会の拡大と各施策の確実性を高めるために組織・ガバナンスの再編・強化を図りながら、中期経営計画を邁進していきます。

当社は、大規模買付者が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の経営方針等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利

益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、(3) で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビルの一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。また、国際線旅客ターミナルビルの運営主体である東京国際空港ターミナル株式会社につきましては、同社の筆頭株主として、主要な運営業務の一括受託などを行っております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、中期経営計画に基づく諸施策に積極的に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。原則毎月1回開催される取締役会は、常勤取締役11名、独立役員2名を含む非常勤の社外取締役4名で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査役会は、常勤監査役2名、独立役員2名を含む非常勤の社外監査役3名で構成され、監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、(1) で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」

(以下「本対応方針」という。)により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定め、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続について定めております。

① 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の不発動決議の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

② 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続に従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の大規模買付意向表明書（当社所定の書式）を事前に当社に対して提出していただきます。

(イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載した情報リストを10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社にご提出いただきます。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、その旨を大規模買付者に通知し開示するとともに、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかに

これに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動勧告決議を行うこととします。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主意思確認総会を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、(3) ②(オ) に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

③ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(4) 取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- ① 本対応方針は、平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様 の事前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。
- ② 本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。
- ③ 当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、係る取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。
- ④ 本対応方針は、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けるこ

とがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(5) その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続について」の本文をご覧ください。

(参考URL <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/>)

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第74期 平成30年 3月31日現在
資産の部	
流動資産	73,235
現金及び預金	42,487
売掛金	19,566
商品及び製品	6,512
原材料及び貯蔵品	161
繰延税金資産	1,250
その他	3,294
貸倒引当金	△ 37
固定資産	166,264
有形固定資産	117,987
建物及び構築物	76,180
機械装置及び運搬具	3,005
土地	11,371
リース資産	621
建設仮勘定	21,496
その他	5,311
無形固定資産	1,889
ソフトウェア	1,794
施設利用権	55
ソフトウェア仮勘定	39
投資その他の資産	46,387
投資有価証券	31,953
長期貸付金	6,665
繰延税金資産	4,648
退職給付に係る資産	298
その他	2,820
資産合計	239,499

科目	第74期 平成30年 3月31日現在
負債の部	
流動負債	37,685
買掛金	9,707
短期借入金	7,790
未払法人税等	3,202
未払費用	9,317
賞与引当金	1,673
役員賞与引当金	250
その他	5,743
固定負債	65,657
新株予約権付社債	30,070
長期借入金	28,210
退職給付に係る負債	3,304
資産除去債務	471
その他	3,600
負債合計	103,342
純資産の部	
株主資本	128,408
資本金	17,489
資本剰余金	21,337
利益剰余金	92,826
自己株式	△ 3,245
その他の包括利益累計額	4,954
その他有価証券評価差額金	6,276
繰延ヘッジ損益	△ 1,259
為替換算調整勘定	54
退職給付に係る調整累計額	△ 116
非支配株主持分	2,793
純資産合計	136,156
負債及び純資産合計	239,499

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第74期
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
営業収益	225,953
家賃収入	13,278
施設利用料収入	18,754
その他の収入	29,665
商品売上	147,117
飲食売上	17,138
売上原価	122,226
商品売上原価	111,480
飲食売上原価	10,746
営業総利益	103,726
販売費及び一般管理費	90,296
人件費	22,224
物件費	57,265
減価償却費	10,806
営業利益	13,429
営業外収益	4,050
受取利息	627
受取配当金	324
持分法による投資利益	2,335
雑収入	763
営業外費用	783
支払利息	331
固定資産除却損	110
支払手数料	269
雑損失	72
経常利益	16,696
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	173
固定資産除却損	7
減損損失	138
その他の投資評価損	27
税金等調整前当期純利益	16,523
法人税、住民税及び事業税	4,940
法人税等調整額	△ 370
当期純利益	11,954
非支配株主に帰属する当期純利益	177
親会社株主に帰属する当期純利益	11,776

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第74期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	50,512
現金及び預金	25,365
売掛金	16,436
商品	4,837
前払費用	388
繰延税金資産	552
未収入金	1,751
その他	1,216
貸倒引当金	△ 36
固定資産	161,437
有形固定資産	113,291
建物	71,879
構築物	795
機械装置	2,317
車両運搬具	0
器具備品	5,430
土地	11,280
リース資産	112
建設仮勘定	21,475
無形固定資産	1,817
ソフトウェア	1,746
施設利用権	31
ソフトウェア仮勘定	39
投資その他の資産	46,328
投資有価証券	21,161
関係会社株式	12,600
長期貸付金	6,663
長期前払費用	152
繰延税金資産	3,793
差入敷金保証金	1,444
前払年金費用	51
その他の投資等	460
資産合計	211,950

科目	第74期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	44,493
買掛金	6,949
短期借入金	5,060
リース債務	50
未払金	3,759
未払法人税等	2,027
未払費用	7,446
前受金	1,187
預り金	17,547
賞与引当金	384
役員賞与引当金	81
固定負債	62,959
新株予約権付社債	30,070
長期借入金	25,040
関係会社事業損失引当金	3,871
リース債務	67
退職給付引当金	28
預り敷金保証金	3,471
資産除去債務	299
その他	109
負債合計	107,452
純資産の部	
株主資本	98,417
資本金	17,489
資本剰余金	21,309
資本準備金	21,309
利益剰余金	62,864
利益準備金	1,716
その他利益剰余金	61,147
配当平準準備金	4,560
別途積立金	59,200
繰越利益剰余金	△ 2,612
自己株式	△ 3,245
評価・換算差額等	6,079
その他有価証券評価差額金	6,079
純資産合計	104,497
負債及び純資産合計	211,950

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第74期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
営業収益	176,160
家賃収入	14,878
施設利用料収入	19,159
その他の収入	23,978
商品売上	118,145
売上原価	92,038
商品売上原価	92,038
営業総利益	84,122
販売費及び一般管理費	76,310
人件費	4,133
物件費	61,699
減価償却費	10,477
営業利益	7,811
営業外収益	2,040
受取利息	630
受取配当金	482
寮・社宅家賃	265
雑収入	661
営業外費用	1,082
支払利息	468
支払手数料	269
雑損失	344
経常利益	8,769
特別利益	331
固定資産売却益	1
関係会社事業損失引当金戻入額	330
特別損失	164
固定資産除却損	7
減損損失	132
その他の投資評価損	23
税引前当期純利益	8,936
法人税、住民税及び事業税	3,088
法人税等調整額	△ 385
当期純利益	6,233

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 正 人 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重 義 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、東京国際空港ターミナル株式会社の第三者割当増資引受に伴う払込手続きを完了し連結子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣正人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原徳郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤重義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

日本空港ビルデング株式会社 監査役会

常勤監査役	小 野 哲 治	印
常勤監査役	古 賀 洋 一	印
社外監査役	竹 島 一 彦	印
社外監査役	岩 井 幸 司	印
社外監査役	柿 崎 環	印

以 上

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場

第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」

東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 TEL (03) 5757-8181

交通

東京モノレール ①「羽田空港第1ビル」駅下車 徒歩3分

京浜急行線 ②「羽田空港国内線ターミナル」駅下車 徒歩3分

